

専門家無料相談業務のご案内

『補助第46号線(目黒地区)相談窓口』をご活用ください

補助第46号線(目黒地区)相談窓口では、移転先に関する情報の提供、残地活用や建替プランの提案、税金に関するお問い合わせなど、道路事業に係る様々なご相談に対し、担当者が丁寧に対応させていただいております。

また、専門家無料相談業務も行っております。

(弁護士・税理士・司法書士・ファイナンシャルプランナー・土地家屋調査士)

皆様のお越しをお待ちしておりますので、是非ご利用ください。

【相談回数及び相談時間】

関係権利者の方1名につき、同種の専門家への無料相談は3回まで、1回あたりの相談時間は原則1時間までとなり、4回目以降の相談は、ご自身の負担となります。

相談窓口の連絡先・場所・開設日時

補助第46号線(目黒地区)相談窓口

電話：0120-913-995(無料電話) メールアドレス：sodan46@kvf.biglobe.ne.jp

住所：目黒区原町一丁目17番8号 ユニオンビル1階(下記案内図参照)

開設日時：月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、日曜日 午前10時～午後6時

【※第5日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです】

窓口案内



公益財団法人東京都都市づくり公社のホームページ内でも、相談窓口の情報を掲載しております。

<http://www.toshizukuri.or.jp/information/sodan.html>

メール相談業務のご案内

メールアドレス：sodan46@kvf.biglobe.ne.jp

《メール相談を利用できる方》

- 補助第 46 号線の事業関係権利者の方

《ご相談いただける内容》

- 補助第 46 号線の事業に係る移転先情報の提供や建替えプランの作成依頼、税金や権利関係に関するご相談、今後の事業スケジュール確認など、生活再建に関する相談

《ご相談いただけない内容（回答できない内容）》

- 近隣・個人間のトラブルに関する相談
- 他の関係権利者に関する相談や情報の提供依頼
- 公序良俗に反する相談
- 政治又は宗教に関する相談
- 事業に直接関わりのない営利目的の相談
- 事業者に対する調査や指導の要望
- 関係権利者間の係争、既に裁判中のトラブルに関する相談
- その他、補助第 46 号線の事業に直接関わりのない相談

《その他のご連絡事項》

- ご相談に適切に回答するために、送信者を特定する必要がありますので、送信するメールの本文に、必ず「ご氏名、ご住所、連絡先、関係権利者の代理人である場合は、関係権利者本人とのご関係」をご記載ください。なお、送信者が特定できない場合は回答できません。
- ご本人確認やご相談内容の確認のため、相談窓口からメールへの返信の他、電話もしくは訪問により確認させていただく場合があります。
- いただいたメールのご相談内容に関しましては、相談窓口又は公社の職員から、メールへの返信の他、電話もしくは訪問により回答させていただきます。
また、その内容につきましては、関係権利者の皆様の生活再建に向けたサポートを充実させるため、東京都と情報共有させていただきます。